

公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会

入会及び退会取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条第2項の規定に基づき、この協会の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続)

第2条 本協会の会員の種類は、正会員又は賛助会員とし、資格は次のとおりとする。

(1) 正会員は、次に掲げる者で本協会の目的に賛同する者。

ア 個人

イ 神奈川県内の自治体、団体又は企業

ウ その他神奈川県内の住まい、まちづくりに賛同する協力者

(2) 賛助会員は、本協会の目的に賛同する者。

2 正会員又は賛助会員として入会を希望する個人、自治体、法人又は団体に対しては、理事会の議を経て定める入会申込書の提出を求めることとする。

3 前項の入会申し込みに対しては、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

(会員名簿及び会員に関する個人情報の取扱い)

第3条 入会者は、会員の種別毎に、この協会の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が別に定める変更届の提出を求める。

3 会員名簿に登録された個人情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(会費)

第4条 会費の金額及び納期に関する細則は、定款第9条により社員総会の議を経て別に定める会費規程による。

(退会事由及び手続)

第5条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 定款第10条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の会費は返納しない。

また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第6条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書とともに、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会申込に対しては、第2条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

ただし、退会の際、未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。

また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後3年間は、再入会を認めないこととする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成25年5月1日（公益認定を受け移行の登記をした日）から施行する。

(定款第8条様式)

公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会

入 会 申 込 書

平成 年 月 日

公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会
会 長 殿

私は、貴協会の目的に賛同し、(正会員・賛助会員)として入会いたしたく次のとおり申し込みます。

(申込者名・法人名等)

印

個人	申込者(氏名)	
法人等	代表者の役職・氏名	
	所在地又は住所	〒(-)
	同上 電話番号	Tel. — —
	法人等の連絡責任者 役職・氏名	
	同上 電話番号	Tel. — — 内線
	年会費 (該当項目を囲む)	1 個人 10,000円 2 法人等100,000円 3 賛助(法人等)50,000円以上 4 賛助(個人) 5,000円以上
	備考	

《入会金・年会費のお支払方法》

* お支払方法 銀行振込み又は郵便振替でお願いいたします。

* 振込先 横浜銀行 関内支店 普通口座 1026716

又は同封の郵便振替用紙により 口座 00220-7-55996

口座名義「公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会」

* 入会金・年会費

会員区分		入会金	年会費
正会員	団体	50,000円	100,000円
	個人	5,000円	10,000円
賛助会員	団体	—	50,000円以上
	個人	—	5,000円以上

《問い合わせ先》 横浜市中区太田町2-22 神奈川県建設会館4階

公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会

(電話) 045-664-6896 (FAX) 045-664-9359

E-mail admin@machikyo.or.jp

退 会 届

このたび都合により、平成 年 月 日をもって貴会を退会いたしたく、
定款第11条の規定により届け出ます。

平成 年 月 日

公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会

会 長 殿

住 所

(法人等の場合)

名 称

氏名又は

代表者名

印
